

「コンテクスト」の中の犯罪学

～犯罪学方法論の新たな試み、

ベッカリーア著『犯罪と刑罰』を読む

竹村 典良

一、批判の「射程」

二、分類の「陷阱」

三、神話の「解体」

四、コンテクストの意味と解釈

ベッカリーア (Cesare Bonesana, Marquis de Beccaria)⁽¹⁾ の著書『犯罪と刑罰』 (Dei delitti e delle pene) は 18世紀にわたりて生き続けている。今日では、前者は近代刑法・刑事司法思想の基礎の構築者として、後者は刑事法学の古典的名著として、刑事法領域に関連する書物の中で殆ど例外なく扱われている。⁽²⁾ それらにおいては、概して、時間の相対化、空間の拡散とともに、当時の社会的政治的歴史的コンテクストから乖離し、時空を超えた存在としての価値が認められ、あるいは絶対的起源的原理として指定されている。ベッカリーアの見解に対しても肯定的評価を

するか否定的評価をするかではなく、その方法が問題とされなければならない⁽⁴⁾。本稿は、これまでの刑事法学、特にその歴史研究における方法論の問題点を指摘し、新たな研究方法のフレームワークを提示しようとするものである。⁽⁵⁾

一、批判の「射程」

1、啓蒙思想と保守性／急進性
ジョンキンス(Philip Jenkins)は、ベツカリーアを同時代に活躍した他の啓蒙論者と比較する」とによつて、その批判の射程の限界を指摘する⁽⁶⁾。

通例、犯罪学の歴史はイタリアにおいて匿名の小冊子『犯罪と刑罰』が出版された一七六四年に始まる⁽⁷⁾とされる。後に明らかにされた著者のベツカリーアはその中で、死刑・身体刑から拘禁刑への移行、個人の権利擁護のための裁量のコントロール、抑止効果を確実にするための予測可能な定期刑の必要性等を訴えた。この小冊子は諸国に急速に広まり⁽⁸⁾、特に、アメリカとフランスの両革命における法と犯罪に関する思想の発展に中心的な役割を果した⁽⁹⁾。

既に、一七六〇年頃までは、無神論、唯物論、決定論の立場から行為を捉える多数の進歩的な思想家が登場し、無政府主義者のゴドウイン(William Godwin)や無神論者のマク・サード(Marquis de Sade)は徹底的な革命的犯罪学を主張した。ベツカリーアの重要性は、その進歩的あるいは革命的な著述にあるのではなく、犯罪と刑罰に関する当時の進歩的な思想を意図的に保守的な方向に回避させたことにある。彼は急進的唯物論を受容することなく人間の行為に関する合理的で啓蒙的な観点を保持することができることを明らかにした。この保守的な思想は絶対主義国家を魅了し、強大な権力を正当化するイデオロギー装置となつた。それは台頭しつつあつた当時の通商・産業秩序とも

適合していたとされる。⁽⁹⁾

だがしかし、ベツカリーアの著作は啓蒙主義の基盤に基づいて展開することができるシステムの一つに過ぎず、より洗練された他の急進的な理論も存在した。⁽¹⁰⁾ そのような状況の中で、当時の保守主義者たちは啓蒙思想を突き詰めればどのような結論が導かれるかを恐れていた。⁽¹¹⁾ ベツカリーアの見解は啓蒙主義に最も忠実な継承者ではないにもかかわらず、何故一八世紀の代表的な思想とされてきたのか。考察の端緒はここに位置付けられる。

2、思想の徹底／不徹底と現実化

啓蒙主義思想は知識階級を社会的政治的に魅了した。それは、インテリゲンチアやブルジョワジーに、非合理的で宗教的な基盤から権力を導出する教会や貴族⁽¹²⁾を攻撃するための武器をもたらした。この旧勢力に対する新勢力の攻撃は、聖職者や封建領主の衰退を利用して権力を拡大強化しようと口論んでいた絶対君主によって支援された。これららの啓蒙思想に傾倒していた絶対君主たちは、法ならびに刑罰改革を支持することによって、彼らの権力、支配が単に伝統や世襲に基づくだけでなく社会的有用性があることを示し、ヴォルテール (François Marie Arouet Voltaire) やモンテスキュー (Charles Louis de Secondat, Baron de la Brède et de Montesquieu) のような偉大な思想家の支持を取り付けた⁽¹³⁾。また、刑罰の人道化は中流階級の利益、そして効果的な財産の保護のニーズにも適合していた⁽¹⁴⁾。そして、一七四〇年代以降、刑罰に関する啓蒙思想は具体的な実現を見始め、ロシアではエカチェリーナ二世が死刑を廃止し、プロシャではフリードリッヒ二世 (Friedrich Wilhelm II.) が拷問を禁止した。フランスではヴォルテールが、一人のプロテスタントが誤つて殺人の罪で訴追された一七六一年のカラス事件⁽¹⁵⁾、一人の貴族が不敬・冒瀆法違反の罪で縛縛に処罰された一七六六年のラ・バール事件⁽¹⁶⁾等、司法当局による一連の蛮行を非難した。その時点では、

モンテスキューの『法の精神』(De l'esprit des lois ...)における批評はあつたものの、新たな思想に基づく刑罰政策の改善に関する体系的な理論は殆ど存在しなかつた。一七六四年に出版されたベッカリーの「犯罪と刑罰」⁽²⁾はこの間隙を埋めたのである。

しかしながら、「犯罪と刑罰」はヨーロッパ諸国の司法制度の具体的な改革に関する関心を開陳しておらず、また、明らかに犯罪と刑罰に関する当時の最も進歩的な考えを前面に押し出してゐる。ベッカリーは極めて急進的な環境下において基本的保守的な小冊子を著したのである。これに対して、彼に強きインパクトを与えたモンテスキュー、ルソー(Jean-Jacques Rousseau)、ヘルヴェシウス(Claude Adrien Helvétius)、ルーム(David Hume)、ディドロ(Denis Diderot)等はその著作の急進性によって厳しい弾圧を受けていた。確かに、一七六〇年代のイタリアは一世紀前と比べればかなり自由な雰囲気はあつたが、ベッカリーは教会や既存の秩序を攻撃する急進主義者の身に何が起つたかを良く知っていた。事実、歴史学者のジャノーネ(Pietro Giannone)はそのような過ちを犯して投獄されたばかりであり、ベッカリーは「殉教者にならずして人間性を守るべく」⁽³⁾した。

また、功利主義の主張内容に関して、ベッカリーは後にベンサム(Jeremy Bentham)によって有名になった「最大幸福」(La massima felicità divisa nel maggior numero.)⁽⁴⁾を以て功利主義の梗概を述べている。しかしながら、いわゆる社会的有用性が人間行動の唯一のガイドであり人間は「快樂と苦痛の計算機」であるとするエルヴィシウスや現実の効用が唯一の判断基準であるムルバッカ(Paul Henri Thiry d'Holbach)のような徹底した唯物論者の含意を刈り込んだ形での主張となつてゐる。端的に言つて、ベッカリーは徹底的な功利主義の立場を取つてはいなかつた。

確かに、ベッカリーは刑事司法制度の正当性を剝奪する虞のある重要な問題提起をしてゐる。すなむち、「社会的

不正義が犯罪を導き、犯罪よりも善行を好む合理的な理由は無いのであるから、人々はそれぞれの行為について責任を負わないと。ここで注意しなければならないのは、議論の展開方法である。大部分の者が受け容れられるフレームワークを提示し、社会契約、感覚主義、行為ガイドとしての効用といった言説を用いる。社会的不平等に対する関心も示されているが、全ては急進派をなだめ軟化させるような形態を取っている。ベックリーアは次第に徹底した改革にしりごみを示すようになった。例えば、死刑の廃止が提示されたが、結局、それは監獄の広範な活用を意味することとなつた。⁽²⁴⁾ ラ・メトリー (Julien Offray de la Mettrie) は唯物論に基づき人間の身体がそのような施設の機械的な纪律によつて変えられることを示し、フーケー (Michel Foucault) はそのような理論が一八世紀末における刑務所の発明に影響を及ぼしたと論じた。

当時、犯罪は外的環境によつて決定されるという見解が一般的であつた。ベックリーアは犯罪の原因たる社会的不平等を殆ど批判していないのであるが、ルソーのように財産の不平等を徹底的に攻撃することは当時の著述家にとってはけつして異常なことではなかつた。保守派のアダム・スミス (Adam Smith) はさえ「政府は富者を貧者から守ることを考えている」と述べている。他の極にある急進派啓蒙主義者は既に財産権それ自体を攻撃の的にする段階に到達していた。ベックリーアの理論は稳健で、当時の厳しい検閲システムによつて課される限界を充分に知つていた自由主義者の期待に合致するものであつた。⁽²⁵⁾

3、テキスト・コンテクスト・ダイナミズム

ベックリーアの著作は独創的でもなければ冒険的でもない。にもかかわらず、刑罰改革の歴史が論じられる時はいつも、その影響がヨーロッパ全体に及び、ベックリーアとベンサムは犯罪学の創始者とされ、その後一世紀にわたつ

て犯罪学の主要学派として君臨したとされる。それは、この小冊子が進歩的な改革の諸要請を広範なアピール性を有するような言説を以て統合していたからであろう。知識階級はこれによつて極端な急進主義とは距離を置いて改革の主張を理解することができた。また、啓蒙君主たちが、既存の秩序と財産を脅威に晒すことなく、改革者・人道主義者としての存在を正当化することを保障した⁽²⁵⁾。ベッカリーアの見解は司法システムの内部における上からの人道的改革を要約するようになり、先ずは啓蒙絶対君主によつて取り込まれ、後にはフランス革命の理念とならんで普及し、一九世紀前半には古典学派が行刑学において頂点をきわめるに至つた⁽²⁶⁾。

これと比べ、犯罪と刑罰に関する他の研究者は唯物論者や急進的社会契約論者によつて示された分析の指向性を追及した。彼らの到達した結論は、ベッカリーアと同様の啓蒙主義の仮説に立脚しながら、社会因習に対する攻撃は遙かに徹底している。ベッカリーアを後の政治的激動期に活躍したゴド윈やドゥ・サドと比較するのは公正でないという批判もあるが、当時の厳しい検閲がなかつたならば、革命期の急進的犯罪学が一七六〇年代にも登場していたかもしだいのである。

しかしながら、ベッカリーアのテキストの叙述につき、一方において、本来的にその批判の射程に限界があつたとされるのに対して、他方において、意図的に急進的な表現を回避したとの見解も示されている。いずれにせよ、これら両者の主張はいずれもテキストを静態的に捉えるものであり、テキストの置かれたコンテクストを充分に理解し得る方法とは思われない。むしろ、前者であるならば本質的に、後者であるならば操作的に、いわゆる「換質」が生じる契機が創出されたこと、および、当時の社会的政治的コンテクストにおけるそのプロセスのダイナミズムを分析することが必要であろう。

一、分類の「陷阱」

1、応報主義 vs 功利主義？

ヤング（David B. Young）は、「ベッカリーアは功利主義者である」という伝統的な評価に対し、むしろ、応報主義者であったという新たな評価を下している。⁽²²⁾

刑事司法に関する理論がどの程度応報的要素と功利的要素を組み込むべきであるかについてはこれまで多数の者によつて議論されてきた問題である。⁽²³⁾ 一九世紀初頭にはヘーゲル（Georg Wilhelm Friedrich Hegel）がこの問題に关心を寄せ、近年においてはロールズ（John Rawls）がこの問題と取り組んでいる。応報主義も功利主義もともに貴重な洞察を内包しており、もつぱら一方の思想に依拠し他方を完全に排除する議論は危険を冒すこととなる。

ベッカリーアの『犯罪と刑罰』が一七六四年に出版されて以来、刑事法の歴史における画期的な事件であるとしてその重要性が認識され、その著者はもつぱら社会的幸福を最大にするために既存の実務を変革することを提唱した功利主義者とされてきた。翌年一七六五年に、ベッカリーアの親友であるピエトロ（Pietro Verri）とアレッサンドロ（Alessandro Verri）のヴェッリ兄弟は、けつして国王・君主が強制力行使する権限を問題にしたのではなく、ある種の形態の強制の功利性を問題にしたにすぎないと述べ、教会勢力を中心とする批判から小冊子を擁護した。かくして、ベンサムもベッカリーアに対して功利主義の先駆者として多大な賛辞を述べている。大多数の学者はこのような見解を受け入れ、ベッカリーアとベンサムを同一の功利主義のカテゴリーに分類する。確かに、ベッカリーアの著作の中には功利主義の思想が多数散りばめられており、数学的観点から快樂と苦痛を計算する傾向はベンサムを勢舞

させる。だがしかし、イタリア啓蒙主義研究の第一人者であるヴェントウーリ (Franco Venturi) の次の指摘は細心の注意を以て吟味する必要がある。すなわち、ベッカリーアの論理は完全に一貫性があるのでなく、むしろ契約論と功利主義の思想の間で「動搖」している。⁽³²⁾

2. 正当性・重大性・目的・権利

第一に、刑罰権の正当性について、その論証方法は各論者の思想的基盤を探るのに重要な拠点となる。ベッカリーアは独立個人間の社会契約に基づいて刑罰権を論じている。個人はそれぞれが有する自由のうち極小部分を提供し残りを安全に享受する。法は人々が統合するに至った社会契約の条件であり、社会の全構成員の意思に基づいている。強制力の発動は何者かがこの条件違反を犯した時にのみ正当化される。犯罪者は、服従という費用を払わずに法から利益を得た者であり、利益と賦課の平等配分を回復するために何等かの剥奪を受けるに値する。社会全体に有害となるような方法で他人の権利を侵害したことが、犯罪者に対して強制力を発動する論拠とされる。このような社会契約論を媒介とする一般的刑罰権の正当性の論証は概して応報主義思想に基づくものであるとされる⁽³³⁾が、ベッカリーアの社会契約論はルソー や カント (Immanuel Kant)⁽³⁴⁾ によって展開された社会契約論とは異なることから明らかなるように、社会契約論にも多様なバリエーションがあり、社会契約論と応報主義は単純に直結しない。したがつて、ベッカリーアが刑罰権の正当性の論証において応報主義思想を用いたとは速断できない。

第二に、犯罪の重大性について、応報論は犯罪の重大性に関するヒエラルキーを構築することができないという重大な弱点を内包していると指摘される。ヘーゲルは、「犯罪者を処罰する唯一の理由は彼が権利を愚弄したことであり、犯罪の重大性の判断基準は社会に与えた害である」と論じた。ベッカリーアも、犯罪の相対的重大性の測定に関して、

明らかな応報主義とは異なる原理を取り入れている。社会に対し与えたあるいは与えようとした損害が基準となるとする功利主義的立場に立っている。犯罪によって生じた社会的害は社会の状態によって異なるがゆえに、個々の犯罪に対する刑罰の程度も異なる。未開のあるいは不安定な社会においては、軽微な犯罪であっても社会秩序を覆す虞があるがゆえに厳格に処罰されるであろう。それに対して、現代のより安定した社会では、未開社会では社会を破壊に導くであろうような犯罪であってもわずかなインパクトしか与えないであろうがゆえに、穏和な刑罰で充分である⁽³⁵⁾。ここでは犯罪の社会的インパクトとの関連で刑罰強度の相対性が論じられているが、そこには応報主義的思考の側面が現れているように思われる。

第三に、刑罰の目的について、ペッカリーアはその抑止力によって犯罪を減少させることであると明言する。しかしながら、そのような考え方には、犯罪者に見せしめ的な意味合いで刑罰を科すことによって、犯罪者自身を犯罪減少のための手段^物として扱う傾向がうかがえる。功利主義的計算に没頭する余り、犯罪者の人間性を見過ごしてしまっている。とりわけ、死刑に置換される終身懲役刑の効用について論じる時、犯罪者をやつかいなお荷物たる野獣と看做し、死刑の執行よりも終身懲役刑の悲惨な光景が人々を犯罪から遠ざけるとする。このようにして、ペッカリーアは犯罪を犯したがゆえに罰せられる「責任主体としての犯罪者」という視点を失つている⁽³⁶⁾。ここには功利主義の弊害が現れているように見えるが、過大な抑止力を追及して止まない態度が功利主義の本来の方向性と合致するかどうか検討の余地があるであろう。

第四に、権利の問題について、ペッカリーアは自然権とりわけ自己防衛権の問題と取り組んでいる。司法過程における拷問や自白の強制に対する異議申し立ては、そのような手続は何人も有する自己保存の自然権を侵すという議論に基づいている。彼の死刑反対論は権利を基盤に展開されている。国家の刑罰権は社会契約における自由の委譲に基

づいており、この程度を超えるいかなる刑罰も犯罪者の権利侵害となる。誰が自身を殺害する権限を他人に与えるであろうか、とベッカリーアは疑問を提示している。死刑は強制ではなく否定であり、法的正義の実現とは程遠い。彼は刑罰を科す時においても犯罪者の人権を尊重することの重要性を指摘している。⁽²⁵⁾ 犯罪者的人権問題は古くて新しいテーマであり、ベッカリーアは自然権論に基づいて擁護論を開拓しているが、現代的な理論展開を模索する必要がある。そこでは応報主義と功利主義の対立という枠組みの有効性が問われなければならないとともに、既存の分析枠組みを否定した上で新たに「犯罪者の権利」を論じることの現代的意義も明らかにされなければならない。

3、平等／不平等と社会的関連性

結局、ベッカリーアは、カント同様に社会契約と犯罪者の条件違反に基づいて刑罰権を基礎付け、ヘーゲルと同様に個別犯罪の測定に功利主義思想を導入した。刑罰の目的に関しては、犯罪者が一般予防・抑止という人というよりも「物」としての役割を引き受けることを認め、功利主義的な抑止計算に没頭する傾向がうかがえる。ただその際にも、刑罰を科す時でさえ、否、刑罰を科す時にこそ、犯罪者の人権に対する配慮が重要であるとしている点に注目しなければならない。しかしながら、ヤングのように「人権尊重の態度が応報論から導出され、功利主義と対立するものである」と速断することは安易に思われる。また、功利主義的思考が必ずしも社会的関連性を有するわけでもないであろう。

この応報主義と功利主義の「社会的関連性」の問題について、マーフィー (Jeffrie Murphy) やロールズのような現代の応報論者は「応報的正義のシステムは正義にかなつた社会的コンテクストが存在する時にだけ機能し得る」と苦心して論じている。⁽²⁶⁾ ベッカリーアは応報論的思考と功利主義的思考を織り混ぜた叙述を開拓しているが、刑事司法

システムが機能しなければならない現実の環境を見過ごしてはいない。カントやヘーゲルは確かに刑法に関する偉大な思想家であるかもしれないが、刑法に関する現実の不平等を見落し、現実から乖離した理念論に止まってしまう。ベッカリーアは貴族階級や聖職者たちに与えられていた特権と貧困者や無教育者に対する法の厳格さといった当時の不均衡配分に関する鋭い洞察を得ていた。そこから、「既存の法や制度の中に何も持たざる者はそれらを尊重する理由も義務も存在しない」とまで述べている。その上で彼は、狭い意味での法の下の平等というような法改革ばかりでなく、権利や義務が公平に配分され、法がすべての市民の意思に基づいて成立していると考えられるような平等な社会を要求している。⁽³⁵⁾ そのような社会においてのみ、全市民の権利を尊重する刑事司法システムが眞の正義を実現し得るのである。⁽³⁶⁾

分類という作業は、その客観的な表層とは異なり、多分に意図の込められたものであり、とりわけ、それによつて、その対象が置かれているコンテクストから分離され、単純化されることによつて、本来的意味が失われる危険性を内包している。特に、その際、例えば、「応報」と「予防」というように概念を固定化し、概念自体の歴史的変容を等閑視することによつては、企図的な「あてはめ」を強要することとなつてしまつであろう。この点でも、例えば「応報的なもの」「予防的なもの」を端緒とし、だがしかし両者を二分法的に截然と区別することなく、コンテクストの中ににおける基本思想を構成するさまざまな「マトリクス（諸因子）の関係の変化」を捉えていくという方法が必要ではないであろうか。

三、神話の「解体」

1、社会的政治的コンテクスト

ニューマン＝マロンギュ(Graeme Newman and Pietro Marongiu)は、ベッカリーアの主張の限界や矛盾に着目し、現代における一般的評価を「神話」として捉え、その解体を主張する⁽⁴⁾。

ベッカリーアは行刑の偉大な改革者としても知られているが、一八世紀に生じた多くの改革は当時の社会的政治的環境なくしてはあり得なかつた。『犯罪と刑罰』に著された彼の思想はヴォルテールやベンサムのような一八世紀の偉大な改革者と比べ深遠さにおいて劣位にあるとされるにもかかわらず、ベッカリーア「神話」は近代の自由主義犯罪学のパラダイムを支配している。

ベッカリーアが小冊子を著した一七六四年、ヨーロッパは歴史的に極めて重要な時期にあつた⁽⁵⁾。世紀の最高潮を迎えた、功利主義のエートスはキリスト教のエートスを覆し、その二五年後には遂にフランス革命が勃発した。ヴォルテール、モンテスキュー、エルヴェシウス、ディドロといった偉大な功利主義者は社会「改革者」として認識された。ここにいう改革者とは、現状批判や改革支援の知的活動において急先鋒となり、その活動の結果としての流刑や投獄をも厭わない勇敢な者をいう。ところが、ベッカリーアの思想は、極めて急速に国王・君主によつて取り入れられたことから明らかなように、基本的に現状を肯定し、支持するものであつた⁽⁶⁾。

2、司法裁量と死刑・終身隸役刑

『犯罪と刑罰』の重要な点は「法の明確性」を司法政策の基本原理としたことにあるとされるが、モンテスキューは既に一七四八年出版の『法の精神』において法の明確性について論じており、当時の啓蒙思想家の共通認識となつていた。ベッカリーアの小冊子には新たな独創的な思想は殆どなく、フランスの偉大な改革思想家たちの既に周知となつ

ていた思想を取り込んだものに過ぎない。その成立経緯と関連し、小冊子は整合性に欠き、叙述も明確であるとは必ずしも言えない。しかしながら、ベッカリーアの思想を捕捉する重要なテキストであることは変わりなく、その実体を解明するためには「曖昧で矛盾に満ちた叙述」を当時の社会的政治的コンテクストの中で理解するように努めなければならない。

先ず、司法裁量について、ベッカリーアは古典学派犯罪学の創始者とされてきたが、この学派は、「行政的」(administrative) アプローチを取る点に特徴があり、ロンブローネ (Cesare Lombroso) やフェッリ (Enrico Ferri) によって展開された科学的、実証的犯罪学と対比される。ベッカリーアの「行政的」犯罪学は司法裁量の批判に端を発している。彼は司法裁量を徹底的に批判し、「特別法」がこれに替わるべきであると主張した。小冊子は選ばれた貴族とともにヨーロッパの法を作成した国王・君主を支援した。つまり、ベッカリーアは裁判官の裁量権をより高次のレベルに移しただけであった。国王、君主、貴族が彼らの権力強化の提案を歓迎したのはいうまでもなく、他方、教会が彼らから権力を剝奪し世俗的エリートの権力を強化するこの提案を歓迎しなかつたのも当然のことである。⁽⁴⁾ しかしながら、ベッカリーアは裁判所と裁判官に関する知識を殆ど持たず、司法過程における多数の問題は司法裁量の濫用に原因があるという主張は現実に根差したものではなかつた。事実、一七九一年、フランスにおいてベッカリーアの提案に基づく法改正が行われたが、現実に機能せず、多数の不正義を引き起こした。その法律では犯罪が発生する際の人的環境的要因を考慮することができなかつた。⁽⁵⁾

次に、死刑問題について、ベッカリーアは死刑に対して断固として反対したとして崇められている。確かに、ヴォルテール、モンテスキューのような同時代の他の改革者と比べより徹底した立場を取っている。彼は終身隸役刑は死刑よりもより苛酷で抑止力があると主張した。⁽⁶⁾ しかしながら、ここにもいくつかの問題が潜んでいる。第一に、セリ

（J. Thorsten Sellin）がベッカリーアの死刑反対論は「見掛け倒し」であると記したように、⁽⁴⁾ 隸役刑は死を科す回り道の方法に過ぎず、隸役刑に付された者は早晚死に至る運命にあつた。ガレー船漕役が隸役刑とされていた時代にはその傾向は著しく、実際に、ガレー漕役は死刑相当犯罪に適当であると考えられていた。彼の提案した隸役刑によつて多数の者が死の運命を辿つた歴史的事実を鑑みるならば、ベッカリーアの死刑反対論がどれほど実のあるものであつたか疑問が生じる。第二に、隸役刑は死刑と比べ遙かに抑止力があるという主張にも問題がある。当時の死刑の執行方法が極めて残酷であつたことを考慮するならば、隸役刑にそれを超える抑止力を持たせることは極めて困難である。そこで彼は隸役刑の抑止力を強調するために極めて残酷な刑罰を支持した。つまり、抑止に名を借りた刑罰の「殘忍化」を主張した。しかし、ここにおける議論は他の部分でなされた刑罰緩和の主張、すなわち「過酷な刑罰は抑止力を持たない」と著しく矛盾する。⁽⁵⁾

以上、ベッカリーアの刑事司法改革の主張の中で重要な位置を占める司法裁量と死刑の問題について概観したが、小冊子に著されたベッカリーアの議論は、欺瞞、曖昧、矛盾に満ちている。だがしかし、彼の思想は当時の他の多くの改革者によつて採用され広められた。中でも「最大多数の最大幸福」というフレーズは多くのエッセイで用いられた。事実、ベッカリーアによつて提案された改革は一八世紀啓蒙思想の時代精神の一部として現実化のプロセスを辿つた。しかしながら、何故、これほどまでにベッカリーアおよびその著作が崇められるまでに至つたのであるうか。

3、歴史的コンテクスト（処罰→統制）

トトでは、ベッカリーアが刑事司法改革を主張した歴史的コンテクストを看過することはできない。フーコーによつて論証されたように、身体の「統制」(control) が次第に身体の「処罰」(punishment) に取つて替わつた。この変化

の一因は、教育、軍隊、後には工場によって、紀律訓練された労働力を求める産業化社会の急速な発展にある。ドラステイックな社会の変化に伴う副産物として、刑罰の焦点は犯罪者の身体から生活の統制に移行した。こうしてみると、隸役刑と監獄は必然的結果であった。⁽⁵⁾そこには、ペッカリーアの改革のプランが開花する状況を創出する大規模な歴史的変化が進行していた。彼の死刑廃止、隸役刑と監獄の支持はこのようなコンテクストの中で主張された。こうした「刑罰の緩和」の主張は、身体に焦点を当てる刑罰から人間の操作、統制に焦点を当てる刑罰への転換とまったく合致していた。⁽⁶⁾統制という功利主義のエーストスは予防を強調するペッカリーアによつて支持された。

現在においても自由主義犯罪学者は、功利主義の仮説とともに、緩和された刑罰を支持するペッカリーアの一般的立場を採用している。ペッカリーアの自由主義の精神は、今世紀において犯罪者の社会復帰、行刑における処遇モデルの運動という形で現れ、その後猛烈な攻撃を受けたにもかかわらず、依然として自由主義犯罪学の基底を成している。このように長期にわたつてもちこたえることができたのは何故か、その答えは根本的な矛盾を内包する功利主義の思想それ自体にある。ペッカリーアからベンサムに至るまで功利主義者は、一方で刑罰の適用をできるだけ控えるようすに主張しながら、同時に他方で全面介入的予防・抑止アプローチを支持し、結局、そのようなプログラムを実行するための国家の大規模な介入を求める。彼らは、古い功利主義の社会契約論にリップ・サービスをしながら、国家がますます大規模になり、個人の私生活にますます介入する政策を支持した。

このようなフレームワークの中で、ペッカリーア等の功利主義者と関わつて生じた行刑の変容は捉えられなければならぬ。一般には、彼らの改革の提案によつて刑罰の緩和が実現したとされる。しかしながら、いかなる基準を以て今日の刑罰がペッカリーアの時代の刑罰よりも穏和であると結論づけるのであらうか。一八世紀の行刑改革の所産として監獄が生み出され、犯罪の解決方法として伝染病のように広範に伝播したのであるが、この新たな处罚形態は

一八世紀に用いられていたいくつかの身体刑よりも穏和であるといえるのであろうか。また、今世紀においては死刑の加重形態は最早存在しないという見解も実質的観点から否定しなければならない。なぜなら、死刑の執行が著しく遅延されている現状は別の形態の精神的な加重が行われていると言えるからである。フーコーは一八世紀末に「身体から精神への焦点の移行」が生じたとも論じている。

結局、ベッカリーアによつて支持された「改革」は基本的な構造にはタッチすることなく、その複雑なイデオロギーは社会が犯罪者に行つていることの真実を覆い隠すものであつた。功利主義のエートスは、穏和な刑罰を支持することによって社会が自由で啓蒙的な犯罪者処遇を行つてゐるという外観を提示しながら、同時にこのエートスにまつたく正反対の刑罰政策・実務を推進し、監獄と死刑の加重的執行を大規模に推し進めた。

確かに、ベッカリーアがその一部をなす啓蒙主義は刑罰形態をも含め社会・政治生活の多くの局面に変化をもたらしたが、その結果生じた刑罰が穏和であるかどうかは別の問題である。今日広範囲に適用されている監獄が一八世紀に用いられていたさまざまな身体刑や死刑と比べて穏和であるかどうかは単純に評価できない。フーコーは一八世紀もしくはそれ以前と比べ「今日ではますます多くの人々が国家の紀律に服している」と論じている。

四、コンテクストの意味と解釈

1、省察

以上、ベッカリーアとその著書に関する近年における批判的研究を素材として、これまでの刑事法学、犯罪学の研究方法の問題点を指摘し、同時に、新たな方向性を示唆してきた。第一に、批判の「射程」を問題にする際には、单

にテキスト、資料を文字通りに読むだけでは不充分であり、そのコンテクストの中でダイナミックに解釈をしなければならない。第二に、分類の「陷阱」に捕らわれないためには、固定カテゴリーへの当てはめではなく、マトリックスの配置の変化として捉えなければならない。第三に、「神話」を解体するために、現代に固有な価値基準に基づき、現在の視点で歴史現象を捕捉することを止め、分析のための価値基準、視点の変遷をも内包する方法が組み立てられ、採用されなければならない。

根本的には歴史研究の意義ならびに方法が追及されなければならないが、その前提として従来の歴史研究の在り方について反省を試みたい。歴史的資料、人物の研究において、われわれは極めて解決困難な問題との直面を回避し得ない。すなわち、第一に、ベックалиアの思想は当時の社会的政治的歴史的コンテクストの中で理解されなければならないが、その単なる観察に止まり、特定の歴史、社会においてのみ有効であるとすることは相対主義の批判を免れないであろう。だからといって、一八世紀のコンテクストの中で展開された彼の思想をそのまま二〇世紀のコンテクストに移植することもできない。第二に、この問題の解決方法の一つとして考えられるのは、歴史超越的価値基準を措定し、あらゆる時代について評価をなすことであるが、その基準の措定方法ならびにその目的が明確ではない。いま一つの方法として考えられるのは、歴史の指向性・法則性の存在を前提とする理論に基づき、事物がいかなる発展段階にあるかという観点から特定の時代を評価することである。⁽³⁵⁾ この場合にも、歴史発展の指向性・法則性を前提とすることの正当性を論証することは困難であろう。

2、解釈学論争／「了解なき批判は空虚であり、批判なき了解は盲目である」

そこで、社会科学の方法論をめぐる二〇世紀の社会科学論争の中で、価値判断論争、実証主義論争、社会科学の合

理性とモデルネ理解をめぐる論争と共に「解釈学論争」を追跡する」とによつて、何等かの方法的示唆を得る」ととする。⁽⁶⁵⁾

ディルタイ(Wilhelm Dilthey)は解釈学を文献学から精神科学ないし歴史科学の基礎付け学の地位に高めた。彼は、「生命的客觀態」(法律、習俗、國家、家族、芸術、科学、哲学等)を了解するための術を解釈学と呼び、認識主体が了解の対象である生命の客觀態に自己を投げ入れ、対象を追体験・追構成することで了解が成り立ち、了解主体と了解対象との時間的断絶は主体が過去へ同時化することによって乗り越えられるとした。これを批判して、ハイデガー(Martin Heidegger)は、存在論的考察に基づき、「了解は何等かの先行了解(地平)をもつ主体の投企に基づく行為から始まり、したがつて、主体の存在論的可能性の開示として捉えられるとした」⁽⁶⁶⁾

ガーダマー(Hans-Georg Gadamer)は、ハイデガーの洞察を発展させ、了解主体の「先入見(先行判断)」はその主体独自の解釈学的状況を照らし出し、過去の作品や出来事が生じた歴史状況との差異を明確にし、作品との対話ないし出来事の再解釈を可能とし、そこからおこるて了解主体の「地平」と過去の作品や出来事の「地平」が融合するといふ。⁽⁶⁷⁾これに対し、ハーバーマス(Jürgen Habermas)は、ガーダマー解釈学は解放への関心に基づいて社会の中の歪んだコミュニケーションを批判するメタ解釈学で補完されなければならないと批判する。⁽⁶⁸⁾さらに、アーペル(Karl-Otto Apel)は、ハーバーマスのイデオロギー批判はコミュニケーション主体間で実践理性の事実として部分的に実現してはいるが完全ではない理想的コミュニケーション共同体の理念に照して遂行されなければならないと援護批判する。これらに対しガーダマーは、イデオロギー批判はある局面では有効であつても解釈学的了解と等価値たりえず、むしろ、了解のプロセスを不恰に政治化・精神医療化する危険性を帶びており、また、あまりに理想主義的な了解モデルは個別的な解釈学的状況を破壊しかねないと反論する。

他方、フランス語圏における解釈学の提唱者はリクール（Paul Ricoeur）であり、彼はレヴィ＝ストロース（Claud Levi-Strauss）との対決を経て主体の深層解釈学を唱えた。リクールは、構造主義は異文化理解のための主体の自己反省という重要な契機を主題化していない点に問題があり、文化の構造分析は主体の「自己—世界」了解と連関させることの意義あるものとなるとレヴィ＝ストロースを批判する。リクールは、人間主体は記号によって媒介された文化的・歴史的存在であり、その記号解釈を通じて「自己—世界」了解に到達でき、了解は過去の作品や出来事が指示する記号や世界を異質な他者として承認しその他者との対話を通じて新たな自己と世界を発見することであるとする。要するに、デイルタイの古典的解釈学においては、所与としての対象を内在的に解釈することが了解の課題とされたのに対し、ガーデマー＝リクールの現代的解釈においては、了解主体が生きるコンテクストの中で創造的・革新的に解釈し直す点に了解のポイントがある。

3、二重のコンテクスト化

以上の解釈学論争ならびに現代解釈学の到達点を踏まえ、犯罪学研究のための新たな方法論が模索されなければならない。「コンテクスト」の中の犯罪学とは、単にその対象を社会的政治的歴史的コンテクストの中に位置付けるというのではない。また、そのような段階に止まる限りは「絶対性」の神話から解放されることはない。新たな方法として、第一に、コンテクストを関係性、すなわち多次元的なマトリクスの重層的な絡み合いという意味・構造で捉え、第二に、犯罪と刑罰のみならず犯罪学それ自体をも「多元的重層的コンテクスト」の中に位置付け、犯罪学をコンテクストを構成するマトリクスの一要因とし、相対化しなければならない。いわば「二重のコンテクスト化」を備える新たな世代の犯罪学はこのようなプロセスを経て誕生する。

[注]

- (一) Weis, E., *Cesare Beccaria (1738-1794), Mailänder Aufklärer und Anreger der Strafrechtsreformen in Europa*, München: Verlag der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, 1992; ハッカ・ヤナクルー (Elio Monachesi) 「カ・ヒ・ヤー・」・ベッカリーア (Cesare Beccaria) (アドリ・ベー・セ・ト・ア・イ・ト・ア・リ・ト・) (矯正監獄・一九七三年) 1~111頁。

(2) 「ねまや一般に流布しておたのは、十七十七八年の刊行されたカ・ヒ・ヤー・版であつたが、カ・ヒ・ト・カーラ (Franco Venturi) は文献研究により、一七六六年のハルレム第五版がベッカリーアによるて校閲された「最終的なトキスル」であることを明らかにした。 (Beccaria C. (F. Venturi cur.), *Dei delitti e delle pene*, Milano: Arnoldo Mondadori, 1991, pp.3-21) ほの頃は、現在では歐文の文献・資料における殆ど例外なく共通に認識やれてゐる。邦語文献として、森下忠「続刑法の旅・ヨーロッパ(∞)」判例時報一〇九二号(一九八三年)一九頁が、小冊子の成立経緯を含め、最近の研究成果を端的に紹介している。そして、嶋津英郷訳「犯罪と刑罰について(一)」法政理論一八巻四号(一九八六年)八九頁は、「ベッカリーアの作品をイタリアの啓蒙の時代の文脈の中で検討」するにはハルレム第五版が望ましいとする。また、堀田誠三「ベッカリーアをめぐる文献的諸問題」経済科学一八巻二号(一九八〇年)一一四頁は、「刑法学的観点からのみならず、広く社会思想史的観点から研究する場合には」モルネ訳の流布版よりもハルレム第五版の方が適していふとする。わいど、堀田誠三「『犯罪と刑罰』の社会思想」経済科学三〇巻三号(一九八一年)五五~九二頁は、モルネによるベッカリーアの主張の矮小化を指摘する。我が国においては、モルネの分類法に従つたヴュネチア版の翻訳である風早八十一・風早二「葉訳『犯罪と刑罰』(改版)」(箱波書店・一九五九年)が長期にわたつて講読されてきた。これに対し、鷗津英郷が「」のハルレム第五版の翻訳に着手したが(前掲訳)、既訳とは別にいる。

- (3) Cf. Hagan, J., *Modern Criminology: Crime, Criminal Behavior, and its Control*, New York: McGraw-Hill, 1987, pp.12-14; Roshier, B., *Controlling Crime: The Classical Perspective in Criminology*, Milton Keynes: Open

Univ. Press, 1989, pp.5-19.

「コンテクスト」の中の犯罪学（竹村）

- (4) Vold, G. B., and T. J. Bernard, *Theoretical Criminology* [3rd ed.], New York: Oxford Univ. Press, 1985, pp.18-35. (評論誌)・村井敏邦「犯罪と刑罰」[原書第2版] (東京大学出版会・1990年・111-112頁)
Cf. Bedau, H. A., "Justice and Punishment: Philosophical Basics," in B. Forst, *The Socio-Economics of Crime and Justice*, New York: M. E. Sharpe, pp.22-23. ❸
兎谷『啓蒙思想と刑事法へ風早八十一先生追悼論文集』(勧業書房・1995年)五五頁～一〇六頁は、近年における各種の研究成果を踏まえ、現代におけるべきカリーハード研究の論点・課題を整理し掲示する極めて重要な文献である。
- (5) 村井敏邦「刑法へ現代における『犯罪と刑罰』」(和波書店・1990年)五二～一三頁は、「犯罪と刑罰」の現代的意味を明らかにし、その実践の必要性を説いてある。また、内田博文「『犯罪と刑罰』の意義」東京刑事法研究会・前掲書・117～121頁は、ベッカリアーとベントン(Jeremy Bentham)における改革主体の比較を行った上で、「犯罪と刑罰」の多種多様で外に開かれた「諸思想の隊列」による構造を「米など「最も残酷な諸国」を犯す」という刑罰権の刑事手続きの戦い」などと「最大のバイブル」であつて続けた「矛盾」を解く鍵であると指摘する。Cf. Taylor, I., P. Walton and J. Young, *The new criminology: for a social theory of deviance*, New York: Harper and Row, 1973, pp. 1-10.
- (6) Jenkins, P., "Varieties of Enlightenment Criminology," *British Journal of Criminology*, Vol.24 No.2, 1984, pp.112-131. (in P. Beirne (ed.), *The Origins and Growth of Criminology: Essays on Intellectual History, 1760-1945*, Aldershot: Dartmouth, 1994, pp.79-97.)
- (7) Delmas-Marty, M., "Le rayonnement international de la pensée de Cesare Beccaria," *Rev. science crim.*
- (2) avr.-juin 1989, pp.252-260; "Beccaria et son Influence sur la Réforme du Droit Pénal," *Revue de droit pénal et de criminologie*, Année 1929, pp.99-101. 森川均「ベッカリアーの近代刑事政策」*判例時報* 111九六期(一九九一年) べべ九頁、上野樹里「風早用法等」(原書第2版)二二九頁「犯罪と刑罰」東京刑事法研究会・前掲書・一五二～一五三頁。

- (∞) Hirsch, A. J., *The Rise of Penitentiary: Prison and Punishment in Early America*, New Haven: Yale Univ. Press, 1992, pp.22-23, 41, 43, 80-82. 東京刑事法研究会・前掲書・所収論文のうち、村井敏邦「アメリカ啓蒙期における刑法学」111-119-117-111頁、佐々木光明「シェーファーンの刑罰改革における啓蒙の理念と実践」111-119-115-117頁、藤尾彰「アドリアン・ル・ポール」111-116頁、および、澤登佳人「フランス革命と近代刑事法の理念」澤登佳人他編『柏木千秋先生喜寿記念論文集・近代刑事法の理念と現実～フランス革命1百年を機に～』(立花書房・一九九一年)11-115-110頁、新倉修「フランス人権宣言と刑事立法改革」長谷川正安・渡辺洋三・藤田勇編『人権宣言100年記念講座・革命と法～第一巻・市民革命と法』(日本評論社・一九八九年)1-17-1-19-1-18頁。
- (9) Humphries, D., and D.F.Greenberg, "The Dialectics of Crime Control," in D.F. Greenberg (ed.), *Crime and Capitalism [expanded and updated ed.]*, Philadelphia: Temple Univ. Press, 1993, pp.477-478.

(10) 著名な者として、先に指摘したカシウス・ヤムの他に、マラー (Jean Paul Marat) が挙げられる。『法の科学』誌四四 (一九七六年) 119-119-111頁は、「マラー・ヘルム」を題して特集を組み、以下の論文を掲載している。やがて佐藤雅美「マラーの〈革命的刑法理論〉について」、鶴越彌弘「刑事立法のトーキー」における所有権および貧困問題について」、植田博「[刑事立法のトーキー]におけるマラーの犯罪觀と刑罰觀」、吉村弘「マラーの刑事手続觀」である。特に、植田博は、「封建刑法の否定的側面で、他の啓蒙思想家と共通の基礎に立ちながらも、彼の理想社会を基礎に展開される犯罪觀、刑罰觀の故に、他の啓蒙思想家と異質性を持つ」とする。

また、風早八十一「牧野法学への総批判 (試論)・17」法律時報五二卷二号 (一九七九年) 九九-100-107頁、同「牧野法学への総批判 (試論)・18」法律時報五二卷一号 (一九八〇年) 111-113-119頁、同「牧野法学への総批判 (試論)・19」法律時報五二卷二号 (一九八〇年) 九七-100-101頁、同「牧野法学への総批判 (試論)・20」法律時報五二卷三号 (一九八〇年) 八九-九六頁、同「牧野法学への総批判 (試論)・21完」法律時報五二卷五号 (一九八〇年) 七六-七九頁は、『刑事立法のトーキー』を中心に検討している。特に、ベックリーからマラーへの刑法理論の発展につき、ベックリー

の「犯罪と刑罰」の重点が旧刑法の旧法益の否定、旧法益の反人民的性格（專斷性と殘虐性）の糾弾、旧法益（犯罪類型）の外延の最大限縮小化（宗教犯罪の犯罪類型からの排除、微細犯罪の不処罰）、旧法益維持のための旧刑罰の緩和化（拷問廃止、死刑廃止）にあつたのに對して、マラーの重点は、新しい人民的法益の最大限伸長、新しい人民的法益維持のための新しい刑罰体系の創出、反革命的反動的動きに対する厳罰（含む、死刑）の合法性（新しい人民的合法性）への発展が看取される（風早・前掲連載19・九八頁）。

- (11) Jenkins, op.cit., pp.113-114.
- (12) 風早八十一「ヘンリエッタ・ムカーメの刑法制度に就て」法学新報三一八卷七号、三一八卷八号、三一八卷一〇号（一九一一年八月）一～二二六頁、一八～四四頁、一一～四一頁。
- (13) 風早八十一「牧野法学への総批判（試論）・18」法律時報五一卷一号（一九八〇年）一三一七頁、瀧川幸辰「啓蒙時代の刑罰思想」同「刑法史の断面」（大雅堂・一九四八年）六八～一一九頁。
- (14) Hay, D., "Property, Authority and the Criminal Law," in D. Hay, P. Linebaugh, J. G. Rule, E. P. Thompson, and C. Winslow, *Albions Fatal Tree: Crime and Society in Eighteenth-Century England*, New York: Pantheon Books, 1975, pp.57-58.
- (15) Voltaire, F. M. A., *Mélanges: bibliothèque de La pléiade*. Paris: Gallimard, 1961. (中川信記「カラス事件〔富山房百科文庫〕」富山房・一九七八年) 石井三記「カラス事件の法的側面（1）（1）・証～一八世紀フランスの誤審事件～」法学論叢一一四卷六号（一九八四年）三一～五四頁、一一五卷一号（一九八四年）四一～六一頁。高橋安光「カラス事件」橋大学研究年報・法学研究五号（一九六四年）一～二二二頁。Pomeau, R., *Voltaire et Rousseau dans l'Affaire Calas: la question de la tolérance*. (永見文雄訳「カラス事件におけるカルテールベルノー」思想No.六五六・一九七九年・一～一三四頁)。
- (16) 高橋安光「ラ・バール事件～ヴォルテールと暗黒裁判～」思想No.六四九（一九七八年）一三〇～一三一頁。
- (17) 石井三記「啓蒙期の刑法改革思潮（1）（1）・完～ヴォルテールの刑法改革思想を中心にして～」法学論叢一一七卷四

印(一九八四年)二〇四~二一五、二二九卷一印(一九八六年)二二六~二三七。

- (18) Maestro, M., *Cesare Beccaria and the Origins of Penal Reform*, Philadelphia: Temple Univ. Press, 1973, p. 19; Jones, D. A., *History of Criminology: A Philosophical Perspective*, New York: Greenwood, 1986, pp.6, 33 -48.
- (19) イギリス経験哲學のカリーーとの関係より、従来はハーバード蒙思想との関係が重視されてきたが、
「ふたたび」基本思想の構築ならびにその実践論は近頃より注目される。Beirne, P., "Inventing Criminology: The "Science of Man" in Cesare Beccaria's Dei Delitti e delle Penne" (1764)," *Criminology*, Vol.29 No.4, 1991, pp.777 -820; *Inventing Criminology: Essays on the Rise of 'Homo Criminis'*, New York: State Univ. of New York Press, 1993, pp.11-64; Venturi, F., "Scottish echoes in eighteenth-century Italy," in I. Hont and M. Ignatieff (eds.), *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1983, pp.345-362. など、この論題をめぐる別稿を準備せらる。
- (20) Phillipson, C., *Three Criminal Law Reformers: Beccaria, Bentham, Romilly*, London: J. M. Dent and Sons., 1923, pp.15-18.
- (21) 森田鉄郎・重岡保郎『世界現代史22・イタリア現代史』(山川出版社・一九七七年) 四八~四九頁、清水廣一監・北原 敦『概説イタリア史』(有斐閣・一九七八年) 一〇六~一〇九頁 Procacci, G., *Histoire des italiens: tome II*, Paris: Fayard, 1970. (翻訳編著『イタリア人民の歴史II』未来社・一九八四年・一九~二〇頁)
- (22) Maestro, op.cit., p.41.
- (23) Beccaria, op.cit., p.32. 「ジョン・ホールのイギリスの監獄に関する」ホール(John Howard)はサムを看廻す。
ノルマニヤ監獄をめぐる。Emsley, C., *Crime and Society in England 1750-1900*, London: Longman, 1987, pp.216 -217, 219-220. ルネサンスの「監獄」ホール、ジョン・ホール(John Howard), *The State of the Prisons*, London, 1784, Everyman's Library, no.835, 1929. (三井紀・森本真美訳「イギリスの監獄事情」和波書店・一九九四年・四七)

- ～目次） Winkelhorst, A., „Spuren der Beccaria-Rezeption in John Howards “The State of the Prisons in England and Wales”, 1777 und 1784,“ in G. Deimling, *Cesare Beccaria: Die Anfänge moderner Strafrechtsphilologie in Europa*, Heidelberg: Kriminalistik, 1989, S.139-147. たゞ、この紹介より、大久保哲「トマス・ヘンリックルやヘルベルト・ムルヒーによる『英國监狱事情』（1777年）におけるベッカリアの影響」～九三「ベッカリアと陪役令〈贓棄〉がベルト・マイヤーによる『ベッカリアとヨーロッパの歴史的刑事司法の始祖』（一九八九年）（1）」[法政研究五へ卷11期（一九九一年）] へ～一九〇頁。次に、ダニエル・ポステマ、G. J. Bentham and the Common Law Tradition, Oxford: Clarendon, 1986, p.307. Cf. Radzinowicz, L., and R. Hood, *The Emergence of Penal Policy in Victorian and Edwardian England (A History of English Criminal Law and its Administration from 1750, Vol.5)*, Oxford: Clarendon, pp.726-727, 746.
- (24) Melossi, D., e M. Pavarini, *Carcere e fabbrica: Alle origini del sistema penitenziario*, Bologna: il Mulino, 1977, pp.103-120. (右の参考文献「監獄の市場～刑務所制度の起源」彩流社・一九九〇年・九九～一一〇頁)
- (25) Jenkins, op.cit., pp.116-119.
- (26) 中義勝「啓蒙期の刑罰思想とその人間像」回「刑法における人間」（1粒社・一九八四年）七七頁は、啓蒙絶対思想からシカヨークの全図の相違を指摘する。
- (27) Jenkins, op.cit., p.121; Deyon, P., *Délinquence et société dans la France des 18^e et 19^e siècles*. (輕井澤謙編著「十八十九世紀フランスの犯罪と社会」昭和五十六年一月・大木・大木・大木・大木) Deyon, P., *Le temps des prisons: Essai sur l'histoire de la délinquance et les origines du système pénitentiaire*, Paris: Editions Universitaires, 1975. (輕井澤謙編著「闇黒の歴史〔近代から八eenth centuryの犯罪の歴史〕」新評書庫・一九七八年・一九八〇年・川上弘美)
- (28) Young, D. B., “Cesare Beccaria: Utilitarian or Retributivist?” *Journal of Criminal Justice*, Vol.11, 1983, pp. 317-326. (in Beirne(ed.), op.cit., pp.25-34.)

(29) Seelmann, K., „Zum Verhältnis von Strafzwecken und Sanktionen in der Strafrechtsliteratur der Aufklärung.“ *ZStW*, Bd.101 Heft 2, S.335-351.

(30) Hegel, G. W. F., *Werke in zwanzig Bänden 7: Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundsätze: Mit Hegels einhändig Notizen und den mindlichen Zusätzen*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1970, S.187-190. たゞ、翻訳後・赤沢出版訳「法の精神」邦題訳述譜【世界の名著4・<一>】(中央公論社・一九七四年) 〔六七八〕〇〇頁参照。

(31) Maestro, op.cit., p.158. ふしぬか心、縣田川穂「ミカコリーハクハサバ」乳癌タイムズ(大正一九八〇年) 十六頁並、ミカコリーハクハサバの相違より三月黒は検証してみる。

(32) Young, op.cit., pp.318-319; Venturi, F. (S. Woolf ed. and S. Corsi tr.), *Italy and the Enlightenment: Studies in a Cosmopolitan Century*, New York: New York Univ. Press, 1972, pp.154-164; cf. Venturi, F., *Utopia and Reform in the Enlightenment*, Cambridge at the Univ. Press, 1971 pp.95-116. (加藤喜代子・木田洋訳「启蒙のイタリア学説」ふやか書房・一九八一年・一四二～一七二頁) ナニハーハトマト「ミカコリーハクハサバ」(乳癌の時間誌) 〔元治一〇〇年春頃から之に〕 〇・ミカコリーハクハサバ(中央公論社訳)「ミカコリーハクハサバ」(乳癌の時間誌) (翻訳・一九七四年) 田中直。

(33) Young, op.cit., pp.319-320.

(34) Kant, I., „Metaphysik der Sitten, 1 Teil, Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre,” in K. Vorländer (hrsg.), *Die Philosophische Bibliothek*, Bd.42, 4.Aufl., 1922. (原著原平・中央公論社訳「人間の精神」(法)〔法論〕) (中央公論社・一九七四年) 四七一～五八一頁。

(35) Young, op.cit., p.320.

(36) Young, op.cit., pp.320-321.

(37) Young, op.cit., pp.321-322.

- (38) Rawls, J., *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard Univ. Press, 1971, pp.314-315, 575-577.
- (39) Deimling, G., „Der gesellschaftskritische Ansatz des Präventionsgedankens im Werk Beccarias,” in G. Deimling, *op.cit.*, S.165-178. たゞ、この論文は、森三恭嗣「ケルバム・タマムニハハ「ミハタコート研究会〈編集〉ケルバム・タマムニハハ編『チヌチーン・ミカコート・ミタカコトノハセニシヨウジンシキイハス』(一九八九年) (1)」法政出版社(編) (一九九一年) に載っている。
- (40) Young, *op.cit.*, pp.323-324; Weisser, M. R., *Crime and Punishment in Early Modern Europe*, Sussex: The Harvester Press, 1979, p.137.
- (41) Newman, G., and P. Marongiu, “Penological Reform and the Myth of Beccaria,” *Criminology*, Vol.28 No.2, 1990, pp.325-346. (in Beirne(ed.), *op.cit.*, pp.3-24.)
- (42) Lenman, B., and G. Parker, “The State, the Community and the Criminal Law in Early Modern Europe,” in V. A. C. Gatrell, B. Lenman and G. Parker (eds.), *Crime and the Law: The Social History of Crime in Western Europe since 1500*, London: Europa Publications, 1980, pp.11-48. 特別講義「「ソシエティ・アンド・法」の犯罪社会学」忠霧一川寧(一九七六年) 141-110頁は、「犯罪と刑罰が法律によって明確に規定されることは、時代の犯罪行為の社会性を示すうる有機的といふべき」並びに「ソシエティの歴史的特徴を抽出する方法」を用いて、トランシット・スルーマークの忠霧「犯罪・刑罰状況を整理してみる」風呂八十二「トランシット前後の社会組織的犯罪を統計」法政新報川(卷) 119(一九七八年) 111-125頁を参照。
- (43) Newman and Marongiu, *op.cit.*, pp.327-329.
- (44) Montesquieu, C. L. S., B. B., “De l'esprit des lois ou du rapport que les lois doivent avoir avec la constitution de chaque gouvernement, les mœurs, le climat, la religion, le commerce, etc. à quoi l'auteur a ajouté des recherches nouvelles sur les lois romaines touchant les successions, sur les lois francaises et sur les lois

- fédérales,” *Œuvres complètes de Montesquieu, tome II, Texte présenté et annoté par Roger Caillois*, Paris: Gallimard, 1951. (鈴田良也・稻本洋之助・上原行雄・田中治男・川辺博之・横田矩弘監『法の精神(上)』朝波書店・一九八九年・1-211-1-24頁)
- (45) Newman and Marongiu, op.cit., p.336.
- (46) Newman and Marongiu, op.cit., pp.335-336. 鎧木澄和「初期市民刑法における自由と人権の諸規定～一七九一年のハーバー刑法典の構造と論理～」高柳信一・藤田勇編『資本主義法の形成と展開I』(東京大学出版会・一九七一年) 11四五～1101頁。
- (47) Badinter, R., “Beccaria, l’abolition de la peine de mort et la Révolution français,” *Rev. science crim.*, (2) avr.-juin, 1989, pp.235-251. マイケル・ホーメル(Alfred Hommel)の影響による理論的相違を無視するべきではない。ホーメルは死刑擁護論を展開してゐるが、それが「啓蒙主義的刑法觀に明かに矛盾し、その論証は失敗に終わつてゐる」と指摘されてゐる。また、ホーメルの現実改革的志向について、「當時のドイツの刑事裁判の状況との関連において考察すべきである」とされる。中井耕一「ホーメルの刑法思想(II)」刑法雑誌1四卷三・四号(一九六六年)101頁、同「ホーメルの刑法思想(II)・続」刑法雑誌1大巻1号(一九六六年)171頁。Vgl. „Karl Ferdinand HOMMEL (1722-1788) b) Beccaria-Kommentar. Vorrede (1778),“ in T. Vormbaum (hrsg.), *Texte zur Strafrechtslehre der Neuzeit. Band I: 17. und 18. Jahrhundert (Text 1-21)*, Baden -Baden: Nomos, 1993, S.151-163.
- (48) 潛川幸辰「死刑」法論叢110卷1号(一九一八年)1181～1185頁、潜川幸辰「死刑問題への一考察」同「刑法史の或る断層」(政経書院・一九二二年)711～718頁。
- (49) Sellin, J. T., *Slavery and the Penal System*, New York: Elsevier, 1976, pp.65-69.
- (50) Newman and Marongiu, op.cit., PP.338-339.
- (51) Foucault, M., *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Paris: Gallimard, 1975, pp.135-315. (田中俊郎『幽獄

「誕生～監視と処罰～」新潮社・一九七七年・一三九～一四〇頁)

(52) Hester, S., and P. Eglin, *A Sociology of Crime*, London: Routledge, 1992, p.237.

(53) Reuter, L., „Die Ansichten des Marchese von Beccaria zu den Strafgesetzen, Verbrechen und Strafen: Strafgesetze, Strafjustiz und strafrechtliches Denken im 18. Jahrhundert,” in G. Deimling, *op.cit.*, S.71-77. な

々、の紹介ルートレーツ、真鍋毅「ロタール・ロイター「刑罰法規」犯罪と刑罰の歴史的解説～」ハセ
紀の刑罰法規、刑事司法と刑法思想」～九州ベッカリー研究会〈資料〉ケルヘルム・ダイムリンク編『ホーナー・ベッ
カリー／ヨーロッパにおける近代刑事司法の始祖』（一九八九年）（1）法政研究五八卷一号（一九九一年）一七一～一
一七頁、特に一七六～一七七頁。

(54) Newman and Marongiu, *op.cit.*, pp.339-343.

(55) 風早八十一「附錄第三」・「シカゴートの刑罰制度批判の歴史的意義」シカゴー著（風早八十一訳）『犯罪と刑罰（封
建的刑罰制度の批判）』（刀江書院・一九一九年）三四四～三四四、三七〇頁。なお、風早八十一「シカゴー著の刑罰制
度批判の歴史的意義（上）（中）（下）」法学新報三九卷五号、三九卷七号、三九卷八号（一九一九年）三七～六五、九〇
～一六、七九～一〇三頁参照。

(56) 以下の解釈学論争についてば、専ら、山脇直同『包括的社會哲學』（有斐閣・一九九四年）七一～七八頁に依拠し、考
ふめたものである。

(57) Heidegger, M., „Verstehen und Auslegung / Die Aussage als abkünftiger Modus der Auslegung“ (Aus:
Sein und Zeit, Tübingen, 1927, §32 und §33), in Pöggeler, O. (Hrsg.), *Hermeneutische Philosophie*, München:
Nymphenburger, 1972. (講口競一訳「解釈学的循環の問題」源島豊・塚本正明・講口競・高山淳同・池上哲同・山本
幾生・内山勝利・鍛冶原善章・長谷川則記『解釈学の根本問題【現代哲学の根本問題】第七卷』晃洋書房・一九七七年。
一九～一九九頁) Hufnagel, E., *Einführung in die Hermeneutik*, Stuttgart: W. Kohlhammer, 1976. (竹田統監。
齋藤慶典・日暮陽一訳「解釈学の展開」文文社・一九九一年・一〇～九八頁)

- (55) Gadamer, H. G., „Die Diskreditierung der Verurteils durch die Aufklärung / Die Rehabilitierung von Autorität und Tradition / Die hermeneutische Bedeutung des Zeitenabstandes / Das Prinzip der Wirkungsgeschichte / Das hermeneutische Problem der Anwendung“ (Aus: *Wahrheit und Methode*, Tübingen, 1960, S.256-269, 275-295.) , in Pöggeler, O., *op.cit.* (第1回・日本幾出訳「眞理と方法」翻訳脚注・前掲書・1-41-111-111-111回) Hufnagel, E., *op.cit.* (竹田綾留他訳・前掲書・丸丸～1大1小回) Gadamer, H.-G., „Vom Zirkel des Verstehens“ (from „Martin Heidegger zum 70. Geburtstag“, Pfullingen, 1959) . (佐川昭治訳「理解の循環」ノヘイ・和訳解釈新・1回訳・和訳の解釈・既訳ノヘイ・和波書店・1丸八回母・1-411-1-111回)
- (56) Habermas, J., „Zur Logik allgemeiner Interpretation“ (Aus: *Erkenntnis und Interesse*, Frankfurt a. M., 1968, S.312-332.) , in Pöggeler, O., *op.cit.* (第1回・日本幾出訳「真理と方法」翻訳脚注・前掲書・川目1-111-111回) Hufnagel, E., *op.cit.* (竹田綾留他訳・前掲書・1大1小～1大1小回)
- (57) Ricoeur, P., *Événement et sens dans le discours*, Paris: Editions Seghers, 1971. (久米謙訳「出来事と意味」久米博・清水誠・久重忠夫編訳「解釈の革新」由水社・1丸七八年・1大1小～1大1小回)

(たかねい のみこ)・本学法政専任講師)